

従業員に対する 未払決算賞与の扱い

法人税においては、償却費以外の費用については、別段の定めがあるものを除いて、その事業年度終了の日までに債務が確定しているものに限って損金の額に算入されます。ただし、使用人賞与の場合は、あくまでこの損金算入時期の例外的扱いとして、三要件（支給額の通知、1ヶ月以内支払、損金経理）を充足している場合は、決算時に未払費用として計上することができることになっています。

(1) 概要

三つの要件は次のようです。①その支給額を各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知していること ②①の通知をした金額を、その通知をしたすべての使用人に対し、その通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内に支払っているこ

と ③その支給額につき①の通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること

(2) 「通知」に関する留意事項

「通知」の方法については、必ず各人ごとに文書をもって行うべきであり、口頭や掲示などで済ませない方が無用な誤解を招かず良いでしょう。

(3) 「1月以内」の支払いの留意事項

1月以内の支払いは、未払費用の全額の支払いが条件ですので、仮に一部分のみの支払いしかされなかった場合は、未払費用の全額が損金に算入されないことになりますので留意してください。

(4) その他の留意事項

パートタイマー等であっても、雇用関係が継続的な者で、他の従業員と同様扱いの方は、一般の従業員と区別せず、全く同様の扱いが必要となる場合がありますので、注意して下さい。

従業員に対する未払決算賞与の扱いについては、再度原点に戻って、要件をチェックしていただくことが必要と思われます。

ナマの税務相談室

Q 先生、先生は所属する支部で資産税が特にお詳しいとの事でお訪ねしました。私、乙川です。

A それは光栄です。支部から相談のお客が事務所にゆかれるから相談に乗ってと。

Q 実は先生、私たち親戚同士3人で共有物の分割登記を昨年3月実行したのです。土地9筆が昭和13年頃から3人共有で今日まで推移したところ、予てから9筆を各自の単独所有になるように分割したいという望みを、一挙に実行しました。私たち3人は司法書士Sさんと予てから昵懇でしたが、共有物分割登記を実行すれば、実例として非課税になることが多い、と説明をうけました。

A 今、3人の今回実行した共有物の分割登記を見ているのですが、この登記では率直な所乙川さん、あなたが突出して利益を得ていると思います。

共有地の分割でも 贈与税の可能性が!!

Q 実は過日所轄のS署から出署を求められこの度の3人の共有地の分割は乙川さんが他の二人の2～3倍経済的な利益を得

ているので、乙川さんに贈与税が1000万円近くかかると、それでご相談に。先生、共有物の分割は非課税ではないのですか。

A 乙川さん、税の取扱いでは共有地の分割というタイトルで確かに土地共有の場合一の土地についてその持分に応ずる現物分割があったときは、その分割による土地の譲渡はなかったものと。

Q 先生、持分に応ずるというのは私達3人が分割の結果ほぼ等分の価値の土地を単独所有ということですか。私達3人はかつて相続人同士、60年余の間に紆余曲折があり、解決として、分割したのです。

A 税務署の指摘は尤もで、過去の紆余曲折まで税の取扱いで斟酌はしません。

ナマの税務相談室